

■用語集

| 用語 | 説明 |
|-----------|---|
| 景観行政団体 | 景観法に基づき、計画の策定や変更、行為の規制などの業務を担う行政のことです。地方自治法上の政令指定都市、中核市はそれぞれの当該市が、その他の市町村においては、県との協議を行い、同意が得られたら県に代わって景観行政団体となることができます。 |
| 景観法 | 良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定、景観計画区域等における良好な景観の形成のための規制等の措置について定めた景観についての総合的な法律です。 |
| 景観計画 | 景観法に基づき、良好な景観の保全や形成を図るための基本的な計画のことです。 |
| 景観計画区域 | 景観計画で定められた良好な景観の保全や形成を図る区域のことです。本町では町全域を景観計画区域としています。 |
| 景観形成重点区域 | 景観計画区域のうち、本町を代表する特徴的な景観を有し、特に重要な地区として景観計画で定める区域です。 |
| 景観形成一般区域 | 景観計画区域のうち、景観形成重点区域を除く区域のことです。 |
| 景観形成基準 | 周辺環境との調和や良好な景観形成を図るために、建築、工作物、開発行為等について、その規模、配置、意匠、色彩等の基準を定めたものです。 |
| 延べ床面積 | 建物の全ての階の床面積を合計した面積のことです。 |
| 見付（みつけ）面積 | 建物や工作物への風の影響を考慮するための尺度で、張り間方向（小屋梁と平行の方向）、けた行き方向（小屋梁と直角の方向）ともに、1階床から1.35m上に線を引き、それより上の部分の垂直面積を指します。 |
| 築造面積 | 工作物の水平投影面積のことで、土地の傾斜や凹凸があったとしても、工作物や土地が水平だと仮定して算出される面積です。 |

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| 視感測色法 | 試料を基準色と肉眼で比較して、最も近い基準色を選び出す測色法です。 |
| マンセル値 | 色を色相、明度、彩度の3つの尺度で客観的に数値化してあらわす値のことで、美術教師・画家であったアルバート・マンセルによって考案されました。日本工業規格（JIS）に採用されており、JIS 標準色表で実際の色彩を確認することができます。 |
| 色相 | 赤や黄色といった色味の違いのことです。マンセルの色相は R（赤）・Y（黄）・G（緑）・B（青）・P（紫）を基本色とし、その間に YR（黄赤）・GY（黄緑）・BG（青緑）・PB（青紫）・RP（赤紫）を追加した合計 10 色の色相で表します。 |
| 明度 | 色の明るさを示す尺度です。 |
| 彩度 | 色の鮮やかさを示す尺度です。 |
| ランドマーク | 地域を特徴づけ、目印となるような構造物のことです。 |
| 勾配屋根 | 勾配つまり傾斜のある屋根のことです。⇔陸屋根 |
| 陸（ろく・りく）屋根 | 勾配がほとんど無い屋根のことです。⇔勾配屋根 |
| ルーバー | 細長い羽板を、すき間を空けて平行に配置した構造物のことです。 |
| ブレード | 本計画書では、風力発電のプロペラの羽根のことです。 |